**○財務省告示第三百五十七号**

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から適用する。

平成二十一年十月三十日

財務大臣　藤井　裕久

東京税関の項中「東京都江東区青海二丁目五十六番地」を「東京都江東区青海二丁目七番十一号」に改める。

**○国税庁告示第二十二号**

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月三十日

国税庁長官　加藤　治彦

別表に次のように加える。

| 法人の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 認定の有効期間 |
|---|---|---|---|
| 特定非営利活動法人愛・地球博ボランティアセンター | 愛知県名古屋市中村区松原町一丁目二四番地 | 榎田　勝利 | 平成二十一年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで |

二　別表特定非営利活動法人日本テニスウェルネス協会の項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人フードバンク関西の項中「平成二十一年十一月三十日」を「平成二十六年十一月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人メドゥサン・デュ・モンド　ジャポンの項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

**○国税庁告示第二十三号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月三十日

国税庁長官　加藤　治彦

別表特定非営利活動法人ふくしまエヌ・ピー・オーネットワークセンターの項中「特定非営利活動法人ふくしまエヌ・ピー・オーネットワークセンター」を「特定非営利活動法人ふくしまＮＰＯネットワークセンター」に改め、「清水　修二」を「佐藤　和子」に改める。

**○厚生労働省告示第四百六十号**

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第一に次のように加える。

1072　血管狭窄部貫通用カテーテル

1073　グルコースモニタシステム

**附　則**

**第一条**　薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（平成二十一年厚生労働省告示第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の改正規定中「1072　再使用可能な非視力補正用色付コンタクトレンズ　1073　単回使用非視力補正用色付コンタクトレンズ」を「1074　再使用可能な非視力補正用色付コンタクトレンズ　1075　単回使用非視力補正用色付コンタクトレンズ」に改める。

附則第二条第一項中「別表第一の1072及び1073」を「別表第一の1074及び1075」に改める。

**第二条**　薬事法施行規則第百六十二条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する視力補正用レンズの一部を改正する件（平成二十一年厚生労働省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

本文の改正規定中「別表第一の1072及び1073」を「別表第一の1074及び1075」に改める。

**○厚生労働省告示第四百六十一号**

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表に次のように加える。

1185　グルコースモニタシステム

**○厚生労働省告示第四百六十二号**

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

本則に次のように加える。

778　血管狭窄部貫通用カテーテル

**○厚生労働省告示第四百六十三号**

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第七号ハの規定に基づき、薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

「及び1069」を「、1069及び1072」に改める。

**○厚生労働省告示第四百六十四号**

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から適用する。

平成二十一年十月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

第二項第十九号中「に限る」を「であって、保険医療機関が自らその全部を実施するものに限る」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十九の二　ＨＤＲＡ法又はＣＤ－ＤＳＴ法による抗悪性腫瘍感受性試験（前号に規定する疾患に係るものであって、他の受託医療機関（前号に掲げる先進医療に係る診療を適切に行うことのできる体制が整っている旨を地方厚生局長等に届け出ている保険医療機関をいう。以下この号において同じ。）に対して検体の採取以外の業務が委託されるものに限る。）の施設基準